

令和7年青森県豪雪災害 青森県被災者生活再建支援制度

制度内容

青森県被災者生活再建支援制度に基づき、今冬の豪雪により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し支援金を給付し、生活の再建を支援する。

対象世帯

今冬の豪雪により**居住する住宅が全壊等**の被害認定を受けた世帯

支援金

18万7,500円から300万円

※住宅の被害程度や再建方法、世帯構成によって異なります。

申請期限

- 基礎支援金（被害程度に応じて支給する支援金）
住家被害が発生した日から13か月
- 加算支援金（再建方法に応じて支給する支援金）
住家被害が発生した日から37か月

申請手続

- ①電話受付（危機管理課）
- ②被害調査・罹災証明書の発行
**被害調査の結果、全壊等と判定された場合
支援金の対象**
- ③支援金申請書等の提出
 - 青森県被災者生活再建支援金申請書
 - 罹災証明書
 - 住民票
 - 預金通帳の写し 等

申請書等の内容を県が審査の上、支援金を給付

問合窓口

市役所本庁舎2階
青森市総務部危機管理課 TEL 017-734-5059